

[事案 2025-1] 新契約取消請求

・令和 8 年 6 月 1 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2025-2] の申立人の親である。

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約の取消しおよび既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和 6 年 6 月に契約した変額保険について、以下の理由により、契約を取り消し、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 保険契約時、本契約および子を契約者とする 2 件の保険契約について、メリットのみの説明で、途中で解約した場合や運用次第で損をすること、申立人が亡くなった場合には子が保険料を支払い続けなければならないといったデメリットについての説明が全くなかった。また、約款および解約返戻金などの説明やクーリングオフの説明もなかった。
- (2) 申立人の頭の中では「死んだら払わなくていい」という感覚だった。
- (3) 保険加入にあたり、睡眠薬を数十年服用していることを伝えたところ、指定病院にて診断を受けさせられた。その結果、保険内容に制限がかかり、一生寝たきりの状態にならない限り、高額な保険料を払い続けるという内容の保険に加入させられるところだった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、契約締結前交付書面を用いて、早期解約となる場合、解約返戻金は既払込保険料を下回る点や元本割れのリスクがあることを申立人および申立人の子に説明している。かかる説明は、令和 6 年 5 月の申込み以前の面談時から申込手続き完了に至るまで、繰り返し行っている。
- (2) また、募集人は、上記書面を用いて本契約のメリット、デメリットおよびクーリングオフ等を説明したと考えられる。少なくとも当該書面の交付により説明すべき義務は果たしていたと考える。
- (3) 申立人の「保険加入にあたり、睡眠薬を数十年服用していることを伝えたところ、指定病院にて診断を受けさせられた。」という主張については、別件契約（特別条件不承諾により不成立）において特別条件が付与された件を指していると思われるが、一連の経過は、引受査定実務に沿って対応したものであり、不備はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張する事実等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。